

舞鶴市議会 意見交換会

～議会の取り組みと議会基本条例～

平成30年2月3日（土）

舞鶴西総合会館

4日（日）

舞鶴市商工観光センター

1

－ 本日の流れ －

-  議会の取り組みと議会基本条例の説明
【約40分間】
-  質問・意見の受付（会場から議員へ）
【約20分間（休憩含む）】
-  回答や意見表明（議員から会場へ）
【約40分間】

終了目途：午後4時

2

舞鶴市議会の取り組みと 議会基本条例

3

議会基本条例とは

議会・議員の「あるべき姿」「目指すべき姿」とともに、その実現に向けた理念や基本的事項を定める条例。

制定の意義

- ☞ 「あるべき姿」「目指すべき姿」に向けた活動を『市民との約束』にする。
- ☞ これまで議会が行ってきた取り組みを後戻りさせない。

4

議会基本条例とは

定める内容

- 議会・議員の活動原則
- 議会と市民との関係
- 議会と市長等との関係
- 議会改革 など

全国の状況

平成18年に北海道の栗山町議会が初制定

全国の市議会の約60%が制定

[出典：自治体議会改革フォーラム（2017年7月24日現在）]

5

議会基本条例とは

舞鶴市議会における議論の経過

平成29年4月～8月

制定するかどうかの検討

他市の事例なども調査する中で、これまでの取り組みも踏まえて、制定することの意義・効果などを検討し、制定する方向で具体的な検討に入ることを決定。

平成29年8月～平成30年1月

定める内容の検討

どのような要素を盛り込むか、どこまでを基本条例に定めるか、どのように表現するかなどを整理して、定める内容を決定。

6

議会基本条例に定める内容

- はじめに（背景）
- 1 目的（1項目）
- 2 議会及び議員の活動原則（10項目）
- 3 市民との関係（5項目）
- 4 市長等との関係（6項目）
- 5 議会の機能強化（5項目）
- 6 議員の定数及び報酬（2項目）
- 7 議会の体制整備（3項目）
- 8 条例の確実な履行（1項目）
- 9 最高規範性及び見直し（2項目）

7

はじめに

定める内容

地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲は拡大され、地方公共団体の果たす役割は、以前にも増して重要なものとなってきています。

こうした中、二元代表制の一翼を担う地方議会は、多様な民意を反映しつつ、執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化を図り、市民福祉の向上に取り組んでいくことが求められています。

舞鶴市議会においては、議員の任期4年間を基準に、目指すべき方向性と基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考え、「舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、これに基づいて活動してきました。

これまで積み重ねてきた取り組みを確かなものとし、今後、さらに議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に全力で応え、市民福祉の向上と市政の発展に尽くすことを決意し、その実現のための規範として、議会基本条例を制定します。

8

はじめに

解 説	<p>憲法で保障された「地方自治」が、より現実的なものとなるように、地方分権が進められてきました。</p> <p>地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限と責任が拡大し、議会が担うべき役割や責任も、ますます大きくなってきました。</p> <p>こうした中で、議会としての機能を十分に発揮し、その責任が果たせるよう、議会をより活性化させるための手段として、議会基本条例を制定する動きが広まってきました。</p> <p>舞鶴市議会においては、議員の任期4年間を計画期間とした「活動基本計画」を策定して、様々な取り組みを行ってきました。</p> <p>今後も、本市を取り巻く環境が変化していく中で、これまで以上に責任ある議会活動を行い、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会基本条例を制定することとしました。</p>
-----	--

9

目的

定める内容	<ul style="list-style-type: none">この条例は、舞鶴市議会の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会及び議員が機能や役割を的確に果たし、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とします。
解 説	<p>議会基本条例を制定することの意義や決意を踏まえ、「議会及び議員が機能や役割を的確に果たすことで、市民福祉の向上と市政の発展に寄与すること」を目的としています。</p>

議会及び議員の活動原則

議会及び議員の活動原則（7項目）

会派（2項目）

災害時の議会及び議員の対応（1項目）

11

議会及び議員の活動原則 （議会及び議員の活動原則）

定める内容	(1) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案や政策提言等に生かすことにより、市政に反映させ、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指します。
解説	市政の課題等に関して、市民との意見交換などを通じて市民の多様な意見を的確に把握し、それを政策立案や政策提言等に生かし、総合的な観点から市全体のために貢献することとしています。

～ これまでの取り組み ～

意見交換会の実施、
パブリック・コメント手続要綱の制定、
参考人制度の活用、
それぞれの議員活動、
政務活動費の活用 など



パブリック・コメント手続制度

12

議会及び議員の活動原則

(議会及び議員の活動原則)

定める内容	(2) 市民に開かれた議会を目指して積極的に情報を公開・発信するとともに、議決責任を深く認識し、説明責任を果たします。
解説	議会活動に関する情報を積極的に公開することによって、審議等の過程の見える化を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識し、議決に対する説明責任を十分に果たすこととしています。

～ これまでの取り組み ～

会議の原則公開、本会議の映像配信、
市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、
それぞれの議員活動、
政務活動費の活用 など



13

～ 市議会だより・FM放送による情報発信 ～



まいづる市議会だよりの発行

年4回（定例会閉会日の約1カ月後）と新年号を発行
各議員の賛否や討論の内容などを掲載
新聞折込により市全域に配布
スマートフォン・タブレットのアプリでも閲覧可



FMまいづるによる情報発信

毎月1回いずれかの週の金曜日の15時から放送
議会の取り組みや定例会の情報などを発信
放送日や内容はホームページに掲載



- 2月の放送 -
2月23日（金）午後3時～
「ななこちゃったラジオ」



FMまいづる
周波数：77.5MHz

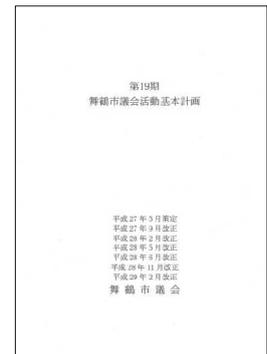
14

議会及び議員の活動原則 (議会及び議員の活動原則)

定める内容	(3) 公平性・透明性を確保するとともに、不断の改革や研さんに努め、信頼性と議会機能の向上を目指します。
解説	公平な議論の場の設定や情報公開などによって公平性・透明性を高めるとともに、常によりよい議会を目指して改革に取り組み、議員自らも資質向上にも努め、市民の皆さんの信頼性と議会機能の向上を目指すこととしています。

～ これまでの取り組み ～

会派制による運営、会議の原則公開、本会議の映像配信、市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、議員研修会の実施、議会活動基本計画の策定、ICTの活用 など



15

～ 第19期舞鶴市議会活動基本計画 ～

計画の位置付け

第19期の議会が取り組む活動の指針とするものであり、議会活動の目的を明確にし、実践するための計画。

(計画期間：平成27年5月～平成30年11月)

基本目標

市民に開かれた議会

市民に本市議会の活動に関する情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、市民の意見を聴き、精査し、議会審議と政策に反映させる。

議会機能の充実

執行機関の事務事業について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価し、意見を述べるため、議会機能の充実を図る。

効率的・効果的な議会運営

市政の課題に対する的確な審議を行い、市民に分かりやすい議会運営や議会活動を行うため、そのあり方を検討する。

16

～ 第19期舞鶴市議会活動基本計画 ～

具体的な取組内容

市民に開かれた議会

- (1) 意見交換会の検討
- (2) 議会ホームページの充実
- (3) 市議会だよりの充実
- (4) 議案、資料等の公開の検討
- (5) コミュニティFMの活用
- (6) 児童生徒の議会学習会の開催の検討
- (7) 議会の仕組み(冊子)の充実
- (8) 日曜議会の検討
- (9) 議会中継映像配信の拡大
- (10) 委員会の視察結果報告

議会機能の充実

- (1) 監視機能の充実
- (2) 委員会の活性化
- (3) 議員力の向上
- (4) 議会図書室の充実
- (5) 議会事務局の機能強化

効率的・効果的な議会運営

- (1) 常任委員会のあり方の検討
- (2) 議員の定数及び報酬のあり方の検討
- (3) 議会における危機管理の検討
- (4) 先例集等の見直し
- (5) ICT活用の検討
- (6) 質問方式等の検討
- (7) 議員協議会のあり方の検討
- (8) 議会基本条例の検討

17

議会及び議員の活動原則 (議会及び議員の活動原則)

定める内容	(4) 議会が言論の府であることや合議制機関であることを踏まえ、議員間の討議を尊重し、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
解 説	議会は、市長等に対する質問・質疑に加え、多数の議員による議論によって意思を決定する機関であることから、議員間の活発な討議を尊重し、議論を尽くして意思決定を行い、市政に反映させるとともに、様々な機会を通じて、その過程を市民に明らかにすることとしています。

～ これまでの取り組み ～

議員間討議、委員会活動の充実、
それぞれの議員活動、
政務活動費の活用 など



18

議会及び議員の活動原則

(議会及び議員の活動原則)

定める内容	(5) 議会は、議事機関として、市政運営に対する監視及び評価機能を果たします。
解説	議会は、市の意思決定を行う議事機関であり、行政運営が市民福祉の向上につながり、最小の経費で最大の効果をあげているかなどを監視・評価する機能を発揮することとしています。

～これまでの取り組み～

年間活動計画の策定（重点事項、市内現地視察等）、
後期実行計画の点検評価、
代表・一般質問、委員会審査 など



19

～後期実行計画の点検評価～

目的

議会機能の1つである「監視機能」を発揮し、後期実行計画の適切な執行管理に寄与する。

実施方法

- ①各常任委員会で点検評価する項目を選定
 - ②執行機関へ進捗状況に関する資料の作成を依頼
 - ③提出された資料を各議員が事前に熟読
 - ④各常任委員会で執行機関から進捗状況を説明
 - ⑤進捗状況に対する質疑応答
 - ⑥委員間討議によって委員会としての意見を取りまとめ
 - ⑦それぞれの委員会の意見を市長へ提出
- 委員会開催

20

議会及び議員の活動原則 (議会及び議員の活動原則)

定める内容	(6) 議長は、議会の活性化を推進するとともに、中立で公平な議会運営を行うこととします。
解説	議長は、議会の活性化が図られるよう、リーダーシップを発揮するとともに、議会を代表する者として、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統括を担い、常に中立で公平な議会運営を行うこととしています。



21

議会及び議員の活動原則 (議会及び議員の活動原則)

定める内容	(7) 議員は、高い倫理的義務が求められていることを自覚するとともに、市民の代表として常に良心と責任感を持って品位の保持に努めます。
解説	議員は、市民の負託を受けた全体の代表者として、自らの責任と役割を自覚し、常に良心と責任感を持って、自らの行動を厳しく律することとしています。



22

会派（議会及び議員の活動原則）

定める内容	(1) 政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができることとします。
解説	基本的な理念や政策の考えを同じくする議員で会派を結成し、積極的な調査研究等を行うことにより、議論の活性化につなげていくこととしています。

～ これまでの取り組み ～

会派制による運営、政務活動費の活用 など

創政クラブ議員団

新政クラブ議員団

公明党議員団

日本共産党議員団

鶴翔会議員団

会派に所属しない議員

23

会派（議会及び議員の活動原則）

定める内容	(2) 政策立案や政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めます。
解説	会派間で意見調整などを行うことにより、効率的で円滑な議会運営につなげていくこととしています。

～ これまでの取り組み ～

各派幹事長会・各派幹事会の開催 など

24

災害時の議会及び議員の対応 (議会及び議員の活動原則)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会・議員が果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動します。
解説	地震・豪雨などの大規模な災害や原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合においても、議会及び議員が果たすべき役割を迅速かつ的確に果たすこととしています。

～ これまでの取り組み ～

議会における危機管理の検討 など



25

市民との関係

会議の公開 (1項目)

議会広報の充実 (1項目)

広聴の充実 (1項目)

市民の参画 (2項目)

26

会議の公開 (市民との関係)

<p>定める内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に資するため、すべての会議を原則として公開し、その傍聴の促進に努めます。
<p>解 説</p>	<p>公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を行い、市民と情報を共有するため、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会など、議会が開催する会議を公開し、傍聴していただけるよう努めることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

会議の原則公開、審議資料の公開、
本会議の映像配信、市議会だより・
ホームページ・FM放送による情報発信 など



27

議会広報の充実 (市民との関係)

<p>定める内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が議会及び市政に関心が持てるよう、議会広報紙、インターネットその他の多様な手段を用いて議会の広報活動に努めます。
<p>解 説</p>	<p>多くの市民が議会活動や市政に関心を持っていただけるよう、「まいづる市議会だより」「舞鶴市議会ホームページ」「FMまいづる」などの様々な広報手段を通じて、議会活動の情報を発信・提供することに努めていくこととしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

市議会だより・ホームページ・
FM放送による情報発信 など



28

～ ホームページによる情報発信 ～

舞鶴市議会のホームページ

- 議会の仕組み
議会の構成、議員の紹介など
- 議会の動き
定例会の日程、議長等の予定など
- 審議の状況
議決結果、会議資料など
- 広報・情報公開
議会中継、市議会だよりなど
- 議会活性化の取り組み
活動基本計画、意見交換会など
- 傍聴・請願・陳情
傍聴案内、請願の方法など
- 事務局
他市からの視察受入など



29

広聴の充実 (市民との関係)

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する説明責任を果たすとともに、市民と意見を交換する場を設けるなど、市民の多様な意見の把握に努めます。
解 説	<p>議案等に対する審議の経過や結果などについて、市民に対し、十分説明するとともに、市民と意見交換する場を設けるなど、市民との情報共有及び市民の多様な意見の把握に努めることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

市議会だより・ホームページ・FM放送による情報発信、議会報告会・意見交換会の開催 など



30

～ 議会報告会・意見交換会 ～

平成24年 議会報告会

2班（東・西）に分けて、議会改革の状況や定例会の審査結果について説明した後、参加者と意見交換

平成25年・27年・28年 意見交換会

4班（常任委員会単位）に分けて、それぞれ設定したテーマについて関係する団体と意見交換

平成29年 意見交換会

2班（2回）に分けて、市内団体からの推薦による参加者に議会の取り組みを説明した後、議員定数について意見交換



31

市民の参画（市民との関係）

定める内容	(1) 市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めます。
解説	議会への市民参画や意見を議案の審議等に反映させる機会として、地方自治法に定められている公聴会制度や参考人制度の活用に努めることとしています。

～ これまでの取り組み ～

参考人制度の活用 など



32

市民の参画 (市民との関係)

定める内容	(2) 請願（陳情又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを含む。）の審議において、必要に応じて、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けます。
解説	議会に提出された請願を市民からの政策提案と位置付け、慎重に審議するとともに、委員会における審査を充実させるため、必要に応じて、請願者が請願を提出するに至った背景や目的などの意見を主張する機会を設けることとしています。

～ これまでの取り組み ～

請願審査における提出者からの意見陳述 など

○○○○○○○ に関する請願書
請願の要旨。
請願の理由。
○年○月○日
舞鶴市議会議長 ○○○ 様
請願者 住所 ○○○○ 氏名 ○○○○ ㊟

33

市長等との関係

議会と市長等との関係 (1項目)

質疑応答の形式 (1項目)

反問権 (1項目)

議決事件の拡大 (1項目)

政策等に対する説明要求 (2項目)

34

議会と市長等との関係 (市長等との関係)

<p>定める内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市長等と対等で緊張ある関係を維持し、事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかどうかを市民の視点で監視及び評価します。
<p>解説</p>	<p>二元代表制のもと、議事機関としての責務を果たしていくことを目的に、議会と市長及びその他の執行機関と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行が適正かつ公正及び効率的に行われているかどうかを市民の視点で監視し、評価することとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

後期実行計画の点検評価、
代表・一般質問、委員会審査 など



35

質疑応答の形式 (市長等との関係)

<p>定める内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができます。
<p>解説</p>	<p>本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会における議員と市長等との質疑応答は、論点と争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

一問一答方式による一般質問の実施、
委員会審査 など



36

反問権 (市長等との関係)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">本会議及び委員会において、市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができます。
解説	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会において、議員の質疑等の趣旨がはっきりしない場合に、市長等は、論点や争点が曖昧にならないようにするため、議事を進行する議長又は委員長の許可を得て、趣旨等の確認（反問）ができることとしています。

～ これまでの取り組み ～

趣旨等の確認（反問）の容認 など

37

議決事件の拡大 (市長等との関係)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">市政における重要な計画等について、その決定に参画する観点から、議会が必要と認めるものを地方自治法に基づく議決すべき事件に定めます。
解説	法令で定められたものに加えて、議決事件（議決すべき事項）の拡大を図ることで、議会の意見を反映するとともに、執行機関に対する監視機能を強化し、責任を果たすこととしています。なお、議決すべき事件の内容については、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」で定めることとしています。

～ これまでの取り組み ～

舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例の制定 など



38

議会の機能強化

政策立案及び提言（1項目）

委員会の活動（1項目）

専門的知見の活用（1項目）

交流及び連携の推進（1項目）

政務活動費の活用（1項目）

41

政策立案及び提言（議会の機能強化）

定める内容	・ 条例の提案、議案の修正、決議及びその他の方法を通じて、執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行います。
解説	議会機能を発揮するため、市民の視点に立ち、積極的な政策の立案及び提言を行うこととしています。

～ これまでの取り組み ～

議員提案による条例の制定、決議、代表・一般質問における提言、委員会における提言 など

42

委員会の活動（議会の機能強化）

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 行政課題等に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性を生かし、閉会中の調査研究等を積極的に行います。また、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めます。
解 説	<p>議会が適切かつ迅速に対応するため、本会議の下審査機関としての委員会の専門性を生かして、議会閉会中（定例会の会期以外の期間）も調査研究等を積極的に行うこととしています。また、本会議や委員会での判断材料となる審議資料を公開して、市民に分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

年間活動計画による委員会運営、
審議資料の公開 など



43

専門的知見の活用（議会の機能強化）

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 審議の充実、政策形成機能の強化等に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用します。
解 説	<p>複雑多様化する行政課題に対応するため、審議の充実や政策形成機能の強化などが必要であり、そのためには、より専門的な知識が求められることから、学識経験者等の知識や見解を積極的に活用することとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

議員研修会（学識経験者による講演や意見交換）の開催 など



44

交流及び連携の推進（議会の機能強化）

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図り、意見交換等の結果を議会活動に反映させるよう努めます。
解 説	<p>他市での研修会などの機会を通じて、他の自治体の議会と積極的に交流を深め、連携を図ることにより、そこで得られた他の議会の取り組みなどを本市議会の活動に反映させるよう努めることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

各種研修会への参加、各種議長会活動への参加 など



45

政務活動費の活用（議会の機能強化）

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究及びその他の活動に資するために交付される政務活動費を活用し、政策の立案及び提言に反映させるよう努めます。
解 説	<p>議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に役立てるため、政務活動費を適正に執行し、政策の立案や提言に反映させるよう努めることとしています。</p>

～ これまでの取り組み ～

政務活動費の運用指針の策定、代表・一般質問における提言、委員会における提言 など

46

議員の定数及び報酬

議員定数（1項目）

議員報酬（1項目）

47

議員定数（議員の定数及び報酬）

定める内容	<ul style="list-style-type: none">議員定数は、議事機関としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考に検討します。
解 説	議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とした上で、改正に当たっては、市政の現状を認識し、将来を見据えるとともに、市民等の意見を参考に総合的な観点から検討していくこととしています。

～ これまでの取り組み ～

議員定数のあり方の検討 など

48

議員報酬 (議員の定数及び報酬)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">議員報酬は、市民の負託に応える議員としての役務の対価であることを基本とし、改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考に検討します。
解説	議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての役務の対価」とした上で、改正に当たっては、市政の現状を認識し、将来を見据えるとともに、市民等の意見を参考に総合的な観点から検討していくこととしています。

～ これまでの取り組み ～

議員報酬のあり方の検討 など

49

議会の体制整備

議会図書室の活用 (1項目)

予算の確保 (1項目)

議会事務局の体制整備 (1項目)

50

議会図書室の活用 (議会の体制整備)

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の充実を図るとともに、適正に管理運営します。
解説	<p>議員の政策立案等を支援するため、議会図書室の図書・資料の充実を図り、必要な情報が容易に調べられるよう適正に管理し、運営することとしています。</p>

～これまでの取り組み～

蔵書の充実 など

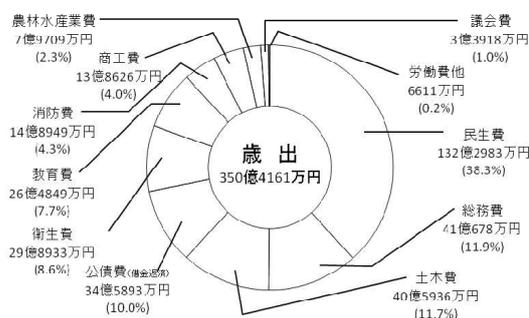


予算の確保 (議会の体制整備)

定める内容	<ul style="list-style-type: none"> 議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。
解説	<p>議会基本条例に規定する取り組みを実施するに当たり、市の財政状況を踏まえつつ、議会活動に必要な予算を確保していくという姿勢を表し、予算要求段階で十分な協議を行うこととしています。</p>

～これまでの取り組み～

予算要求に係る協議及び執行機関への要望 など



議会事務局の体制整備（議会の体制整備）

定める内容	<ul style="list-style-type: none">議会運営を効率的かつ円滑に行うため、また、政策の立案や提言及び調査研究等を補佐するため、議会事務局の機能の強化及び体制の整備に努めます。
解説	議会は、議員だけではなく、議会事務局のサポートも受けながら活動しているため、その機能強化と体制整備に努めることとしています。

条例の確実な履行

実行計画の策定（1項目）

実行計画の策定 (条例の確実な履行)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">この条例に定める事項を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取り組みに関する計画を策定し、活動します。
解 説	本条例に定める事項を適切かつ確実に実行するため、市議会議員一般選挙を経た任期開始後に、この条例の目的に沿い、任期4年間にわたる議会活動の計画を策定し、議会・議員と市民が議会活動の全体像を把握した上で、計画的に活動していくこととしています。

～ これまでの取り組み ～

第19期舞鶴市議会活動基本計画の策定 など

55

最高規範性及び見直し

条例の位置付け (1項目)

継続的な検討 (1項目)

56

条例の位置付け (最高規範性及び見直し)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例との整合を図ります。
解説	議会基本条例が、舞鶴市議会における最高規範であることを明らかにすることにより、この条例の趣旨に基づいた議会運営や議員活動を行うとともに、議会に関する他の条例や規則等の解釈及び運用、また、制定、改正、廃止する場合には、この条例との整合を図ることとしています。

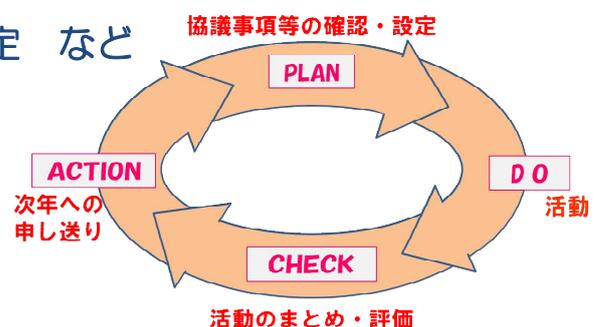
57

継続的な検討 (最高規範性及び見直し)

定める内容	<ul style="list-style-type: none">この条例の目的が達成されているか、また、社会情勢等に照らして適切かなど、不断の検証を行い、条例の改正も含め、必要な措置を講じます。
解説	この条例に定める基本的な理念等が実現できているか、また、社会情勢等に照らして適切かなど、条例制定後も、よりよい議会にしていくために、常に検証と改善に努めることとしています。

～ これまでの取り組み ～

第19期舞鶴市議会活動基本計画の策定 など



58